

県をまたぐ移動などの外出について

※県外移動の自粛要請を3週間ごとに段階的に緩和する

時 期	県をまたぐ移動など	観 光
～ 5月31日	不要不急の県をまたぐ移動は極力避ける	
6月1日 ～ 6月18日	5月25日に緊急事態宣言が解除された五つの都道県（北海道、東京、千葉、埼玉、神奈川）との不要不急の往来はできるだけ控える	県内観光から取り組む。観光地では人と人の感覚を確保。県外からの観光客の呼び込みは控える
6月19日 ～ 7月9日	自粛要請なし	自粛要請なし。県外からの観光客の呼び込みを実施。観光地で人と人の感覚を確保
7月10日 ～ 7月31日		

出典：福島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料より

福島県の指針に沿った行動を心がけ、各自毎朝の検温を徹底をお願い致します。

万が一、「新型コロナウイルス感染症」が疑われる症状があった場合は、すぐに上長に電話連絡をした上、指示に従ってください。

ミライズ株式会社としては、厚生労働省が公表した「**新しい生活様式**」の実践例（別紙）に則り、経営、運営活動を行って参りますので、なにとぞ職員諸氏の引き続きのご協力をお願いいたします。

令和2年5月28日
代表取締役 高橋 大樹